#### 奈良工業高等専門学校学生準則

昭和39年4月1日制定令和5年8月17日改正

#### 第1章 入学誓約書及び保護者等

- 第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を守り、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。
- 第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別記第1号の様式により保護者等が 連署した入学誓約書を提出しなければならない。
- 第3条 保護者等とすることができる者は、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等 に関する取扱要項第2条に規定されている者とする。
- 第4条 学生は、入学誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変 更があった場合は、別記第2号の様式により保護者等変更届を速やかに提出しなければ ならない。

#### 第2章 学生証

- 第5条 本校の学生は、毎学年の始め本校において交付する学生証の交付を受けて、常時 これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければなら ない。
- 第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。
- 第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

### 第3章 休学,退学,欠席等

- 第8条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない 見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て、校長に対 して別記第3号の様式による体学願を提出して、その許可を受けなければならない。
- 第9条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別 記第4号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。こ の場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。
- 第10条 学生が退学しようとするときは、別記第5号の様式による退学願を校長に提出 して、その許可を受けなければならない。
- 第11条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに別記第6号の様式 の身上異動届により校長に届け出なければならない。
- 第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第7号による住居変更届を校長に提出しなければならない。
- 第13条 学生が欠席,欠課,遅刻又は早退をしようとするときは,事前に理由を明記し

- て、学級担任教員を経て校長に別記第8号の様式による欠席(欠課、遅刻、早退)届を 提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に 提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。
- 2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。
- 第14条 父母近親の喪に服するときは、別記第9号の様式による忌引額を学級担任教員 を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 忌引の期間は、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、曾祖父母、伯叔父母1日とする。

#### 第4章 服装

- 第15条 制服及び襟章については別に定める。
- 2 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての体面を失わないよう留意しなければならない。

#### 第5章 健康診断

- 第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。
- 第17条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

#### 第6章 学生会等

- 第18条 本校に学生会をおく。
- 第19条 学生会は、学校の指導の下に、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。
- 第20条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる日標の達成に努めなければならない。
- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自活的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。
- 第21条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。
- (1) 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すよう な行動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても個人の 思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的

- の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができること。
- 第22条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。
- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。
- 第23条 学生会に、総会、評議会、役員、部及びクラブを置く。
- 2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関す る重要事項を審議する。
- 4 役員は、評議会において互選し、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、総会において定める。
- 6 部はその活動内容に応じて相当数のクラブに分ける。
- 7 学生は、その希望によってクラブに所属するものとする。
- 第24条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。
- 2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
- (1) 名称
- (2) 目的
- (3)活動
- (4) 構成
- (5)組織
- (6)役員の種類・任務・任期・選出
- (7)会議の招集・機能・権限
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 会計監査
- (11) 最終決定権
- (12) 顧問
- (13) 活動計画
- (14) 予算·決算
- (15) 規約の改正
- 第25条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。
- 第26条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。
- 2 各部及び各クラブにそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括の下に、部又はクラブの活動の指導に当たる。
- 第27条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代

表者2名以上の記名押印又は署名のうえ学生主事を経て、校長に別記第10号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

- 第28条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。
- 第29条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、 規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え責任代表者の記名押 印又は署名のうえ、学生主事を経て、校長に別記第11号の様式による校外団体参加願 を提出して、その許可を受けなければならない。
- 第30条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は 許可を取り消すことがある。

#### 第7章 集会

- 第31条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物、その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設・設備の名称、参加者数等を記載した別記第12号の様式による集会(催物その他の行事)許可願を、1週間以前に責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。
- 第32条 前条の場合,本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中 止を命ずることがある。

#### 第8章 印刷物の配布及び販売

第33条 学生が校内において、また校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレツト等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(注 別記第13号様式)

#### 第9章 掲示

- 第34条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写しを添えて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。(注 別記第14号様式)
- 2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

#### 第10章 施設・設備の使用

第35条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した別記第15号の様式による施設・設備使用許可願を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

#### 第11章 雑則

第36条 本則施行に際して必要あるときは、更に施行細則を定める。

附則

この準則は、昭和39年4月1日から施行する。

附則

この準則は、昭和45年10月29日から施行する。

附則

この準則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成元年4月1日より施行し、平成元年1月8日から適用する。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成16年2月9日より施行し、平成16年1月8日から適用する。 附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この準則は、令和3年3月15日から施行し、令和3年2月18日から適用する。

附則

この準則は、令和5年10月1日から施行する。

## 入学誓約書

## 奈良工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、 諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校工学科氏名
(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。 なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所 学生との関係 氏 名 緊急連絡先

(自署)

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

	保護者等変	更届					
				令和	年	月	日
奈良工業高等専門学校長 殿							
				_工学科	第	学年	番
		氏	名				
		新保語	養者等	氏名(記	2名押印フ	又は署名)	
							卸
下記の事由により変更するため、	お届けします。	)					
	記						
1. 事 由							
2. 新保護者等							
住 所							
本人との続柄 [			]				
氏 名							
3.変更期日	令和 年		月	日			

## 休 学 願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

		.字科 第_	字牛_	
	(学籍番-	号:		)
氏。	名			
(記:	名押印又は	署名)		
保護	者(本人)	との続柄		)
住 克	所 〒			
氏	名			
(記:	名押印又は	署名)		

下記の事由により休学したいため、ご許可くださるようお願いします。

記

- 1. 休学の事由
- 令和 年 月 日より 2. 休学の期間 令和 年 月 日 まで

(備考)

- 1. 保護者の同意書および学級担任の副申書(様式は任意)を添えて提出すること。
- 2. 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。3. 病気以外の場合は、詳細な事由書を添付すること。

### 復 学 願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

	工学科 第学年	F
(	学籍番号:)	
氏 名		_
(記名)	押印又は署名)	
保護者	(本人との続柄)	
住 所	₸	
		_
氏 名		_
(記名	押印又は署名)	

下記により休学中のところ, 令和 年 月 日から,復学したいため, ご許可くださるようお願いします。

記

- 1. 休学の事由
- 2. 休学の期間令和年月日より令和年月日まで

(注)

- 1. 病気による休学の場合は、復学に支障ない旨の医師の診断書を添付すること。
- 2. 休学期間満了とともに復学しようとする者も、復学願を提出すること。

## 退 学 願

					令和	年	月	日
奈良工業高等専門学校長 殿								
					工学科	第	学年	番
				(=	 学籍番号:			
			氏	名				
			(記	2名押	町又は署名)			
			保護	者	(本人との続	柄 _		)
			住	所	〒			
			氏	名				
			(記	名押	印又は署名)			
下記の事由により, 令和 可くださるようお願いします。	年	月		日名	をもって退当	学した!	いので,	ご許
		記						
退学の事由								
□ 進路変更のため								
□ その他(								)

## (備考)

- 1. 保護者の同意書および学級担任の副申書(様式は任意)を添えて提出すること。
- 2. 前期中に退学を願い出る場合は、前期分の授業料を納入していること、後期中に退学を願い出る場合は、前期および後期分の授業料を納入していることが許可の前提となるので注意すること。
- 3. 学生証を返却すること。

# 身 上 異 動 願

			令和	年	月	日
奈良工業高等専門学校長 殿						
			工学和	斗第_	学年_	番
		( !	学籍番号:			)
	氏	名				
	保護	養者	(本人との	続柄		)
	住	所	₸			
	氏	名				
	( ]	記名排	甲印又は署名)	ı		
下記のとおり一身上に異動がありましたのでお	届け	しま	す。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
異動の内容						
1. 改氏名						
前氏名						
改正氏名(ふりがな)						
2. 転 籍						
移転地						

3. その他

						1生	店	変	史	Ji	Ħ				
												令和	年	月	日
奈良	工業	高等国	専門学	丝校長	: 展	L C									
												_工学科	第	学年_	番
									氏	名_					
									(記名	押戶	印また	は署名)			
									学籍	番号	<u>1</u> . 7				
									保護	者	(本人	、との続			)
									ഥ.	Þ					
												は署名)			
下記	のと	おり	住所	を変見	更しま	ミした	のでは	お届り	ナしま	ミす。	o				
								i	記						
1.	変	更期	日日	:	令和		年		月		日				
2.	変	更	別	:	□本	人・仏	呆護者	とも		本人	へのみ	、□保	護者の	み	
3.	旧	住	所	:	₹	_									
4.	新	住	所	:	<del></del>	_	_								
	(電	話)目	自宅・	呼出				(			`	)		(	方)

### 欠席(欠課・遅刻・早退)届

令	I.	/ <del>T:</del>		
JJ.	ΛΠ	年	月	日

<del>人</del> 占 -	ᅮᄴᆠ		引学校長	殿
	1 羊鳥	<b>二</b>	1 'Z'W' <del>     </del>	HE-7

奈良工業高等専門学校	交長 殿					
					_学年	
		学籍番号				
下記により □遅刻	・□欠課 しますの J・□早退	でお届けし	ます。			
1 . 事由 ※警報発令,富	電車遅延,感染症罹患 <b>以外</b> に該	当する場合,以下に	事由を記入	すること。	のため	
□ 警報発令	(居住地(○○市):					
	(居住地(○○市):	,	最寄り駅	:		
□ <b>感染症罹</b> 類 (□ 新型コ	患 1ロナウイルス感染症 ・	□ インフルエン	ザ・ (			) )
2 期日						
区 分		期	日			

区 分	期日
欠 席	令和
八	〜 <u>※土日祝を含まない日数</u> 令和年月日(曜日)
欠 課 遅刻 早退	○ 欠課(

(備 考)

- (注) . 事前にこの届を提出することが出来なかった場合、その事由を備考欄に明記し、 1週間以内に提出すること。
  - . 疾病のため引き続いて1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

<b>=</b> .	리	居式
压,	+	願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

		_工学科	第	学年	番
氏	名				
学籍	番号				

下記のとおり忌引したいのでご許可くださるようお願いします。

記

1. 続	柄							記入例
				(	方)			記入例 祖父(父方)
2. 期	間	令 和	年	月	目	(	曜日)~	
		令 和	年	月	日	(	曜日)	

参考) 忌引の期間 ※期間は連続していることが条件で、土日祝日を含んで算出します。

父・母…7日間以内

祖父母•兄弟姉妹…3日間以内

曾祖父母·伯叔父母…1 日

## 学生団体結成願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

責任代表者

 工学科 第
 学年
 番

 氏 名
 (記名押印又は署名)

 工学科 第
 学年
 番

氏 名 (記名押印又は署名)

工学科 第 学年 番

氏 名 (記名押印又は署名)

下記のとおり学生団体を結成したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 団体の名称
- 2 目 的
- 3 組 織
- 4 結成期日 令和 年 月 日
- 5 部 屋
- 6 指導教員
- 7 団体規約 (別 添)
- 8 会員名簿 (別 添)

(備考) 責任代表者2名以上が記名押印又は署名すること。

## 校外団体参加願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

責任代表者

工学科 第 学年 番

氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり校外団体に参加したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 校外団体の名称
- 2 校外団体の所在地 (参加の場所)
- 3 校外団体の目的,規約及び役員に関する事項(別添)
- 4 参加の目的(別添)
- 5 参加の期日 令和 年 月 日

## 集会許可願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

 責任代表者

 工学科
 第
 学年
 番

 氏
 名

下記のとおり集会をしたいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 時より 時まで
- 2 目 的
- 3 主催者
- 4 場 所
- 5 施設・設備の名称
- 6 参加者数

(備考) 集会・行事を行う1週間以前に、この願いを提出して許可を受けること。

## 印刷物配布 · 販売許可願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

願出責任者

 工学科
 第
 学年
 番

 氏
 名

下記のとおり印刷物を(配布・販売)したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 印刷物(2部添付)
- 2 目的及び対象者
- 3 配布・販売場所

## 揭示許可願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

願出責任者

 工学科
 第
 学年
 番

 氏
 名

下記のとおり掲示したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 掲示物及び写(別添)
- 2 目的及び対象者
- 3 掲示の場所 校内(本校所定の掲示場) 校外

### 第15号様式

## 施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

願出責任者

 工学科 第
 学年
 番

 氏 名

下記のとおり使用したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 使用施設・設備の名称
- 2 使用者(団体名)
- 3 使用目的
- 4 使用日時
   令和 年 月 日 時より

   令和 年 月 日 時まで

貸出月日

返 還 月 日 整理番号No.